入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年９月20日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　梅野　修一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第689号（№689）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　調達物品及び数量

広島空港ＴＳＲ用40kVA無停電電源装置（製造・設置・調整）（電子入札対象案件）

⑶　調達物品の特質等　40kVA無停電電源装置１組（２台／組）、入力盤１面、出力切換盤１面、待機出力盤１面、直送切換盤１面、蓄電池監視盤２面、蓄電池２組を製造し、設置・調整する。なお、詳細は仕様書による。

⑷　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

⑸　納入期限　令和２年３月27日

⑹　納入場所　広島空港事務所ＡＳＲ／ＴＸ局舎（広島県三原市本郷町広島空港内）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、⑶の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けてないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる要件を有するものであること。

①　平成21年４月１日以降に元請けとして完了した調達物品又は同種物品を製造し、航空保安施設、医療施設、原子力発電所等に納入した実績を２件（契約）以上有すること。ただし、調達物品又は同種物品を構成する主要構成品である「順変換部」及び「逆変換部」を自ら設計・製造できること。なお、同種物品とは、定格出力５kVA以上で「待機冗長・直送同期無瞬断切換システム」又は「並列冗長・直送同期無瞬断切換システム」の無停電電源装置をいう。

②　①の実績とは別に、製造・納入した同種物品について10年以上の運転（稼働）実績を有すること。

③　調達物品の設計・製造・設置・調整を行うために必要な組織体制を有する者。

④　調達物品の製造計画等を適切に行える者。

⑤　調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。

⑥　調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備された者。

・納入先において精密点検整備等を実施することができる技術者派遣体制を有すること。

・緊急時（夜間・休日等を含む）の連絡体制が整っていること。

・緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。

・構成部品について、最低15年間供給できること。

・部品の供給を要請した場合は、３ヶ月以内に納入場所へ部品供給できること。

⑻　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑼　入札説明書の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒540―8559 大阪市中央区大手前４－１－76大阪合同庁舎第４号館15階　国土交通省大阪航空局総務部契約課　電話06―6949―6206

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

電子調達システム

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

⑶　入札説明書及び仕様書の交付方法　交付期間　令和元年９月20日より令和元年10月21日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までの間。）必要とする者に無償で貸与する。ただし、関係書類の交付、返却に要する費用は実費負担とする。なお、３⑴以外の場所で入札説明書及び仕様書の交付を希望する場合は、３⑴に事前連絡の上、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　令和元年10月21日17時00分まで

⑸　電子調達システム及び郵送等による入札書の受領期限　令和元年11月５日９時00分から令和元年11月12日17時00分まで

持参による入札書の受領期限　令和元年11月５日９時00分から令和元年11月13日10時00分まで

⑹　開札の日時及び場所　令和元年11月13日10時00分　国土交通省大阪航空局13階入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに証明書等入札書類データ（証明書等）を添付し、３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに、３⑴に示す場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。